

大都市を中心とした広域連携の仕組みの構築に関する 指定都市市長会要請

人口減少時代においては、高齢化の進行や人口の低密度化等による行政コストの増大、深刻化する人材不足等により、今後あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供していくことが困難になると考えられる。

各地域において行政サービスを安定的に提供し続けるためには、地方自治体間の広域連携をこれまで以上に推進していくことが重要であり、特に、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持ち、人口・産業が高度に集積する指定都市が、圏域全体の活性化や発展をけん引していく役割を担うことが求められる。

このような状況の中、指定都市市長会としては、大都市がその役割を最大限に果たすため、我が国の地方自治制度を抜本的に見直し、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度を早期に実現するよう要請しているところである。

広域連携の促進策に関しては、平成 26 年度に連携中枢都市圏構想が創設され、指定都市や中核市は積極的に都市圏を形成し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めてきた。今後、地域の実情に応じて圏域全体が持続的に発展していくためには、近隣市町村との連携の取組をより安定的かつ強力に推進することに加え、圏域同士でのより広域的な連携の取組についても加速化し、多極分散型社会の実現を目指していく必要がある。

また、現在、原則として適用対象外となっている三大都市圏においても、急激に進行する人口減少等に対応するため、近隣市町村とより有機的な連携を図り、適切な行政サービスを維持できる体制を構築する必要性が生じている。

このような状況を踏まえ、厳しい社会情勢下における、持続的かつ安定的な行政サービスの提供に向けた、大都市を中心とした広域連携の仕組みの構築について、下記のとおり要請する。

記

特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の早期実現を図るとともに、各圏域の活性化を一層推進していくため、連携中枢都市圏に対する財政措置等の支援を強化することに加え、三大都市圏を含む、希望する全ての地域において大都市を中心とした圏域を形成できるよう、現行制度の拡充あるいは新たな広域連携制度の創設を実現すること。

令和 7 年 6 月 4 日
指定都市市長会